

第8 税制の状況

- 1 平成26年度の税制改正の概要 141
- 2 平成26年度の県税の概要 146

平成26年度税制改正の概要

	改 正 点
個 人 住 民 税	<p>(1) 所得税における給与所得控除の上限引下げ及び給与所得者の特定支出控除の特例の改正に伴い、個人住民税においても同様の措置を講ずることとされました。</p> <p>(2) 所得税の最高税率の引上げに伴い、都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除について、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得 4,000 万円超の場合は 100 分の 45 とすることとされました。</p> <p>(3) 東日本大震災により住宅、家財等又は事業用資産に損失が生じた場合において、被災したこれらの資産に関連する原状回復費用等をその災害のやんだ日から 3 年以内に支出を行うことが困難な事情があるときは、その事情がやんだ日の翌日から 3 年以内に支出した原状回復費用等について、雑損控除及び雑損失の繰越控除又は被災事業用資産の損失の繰越控除の対象となる災害関連支出として、これらの特例の適用を受けることができることとされました。</p> <p>(4) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を平成 30 年度まで延長することとされました。</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>(6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成 29 年度まで延長することとされました。</p> <p>(7) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長することとされました。</p> <p>(8) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長することとされました。</p> <p>(9) 国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しにより、平成 30 年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の外国税額控除について、居住者期間に係る所得税の控除限度額及び非居住者期間に係る所得税の控除限度額の合計額を超える額を控除することとされました。</p>
地 方 法 人 課 税	<p>(1) 法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化することとされました（地方法人税（国税）の創設）。</p> <p>(2) 地方法人特別税の税率を 3 分の 2 に縮小し、法人事業税に復元することとされました。</p> <p>(3) 国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しに伴い、法人住民税及び法人事業税についても、原則として国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(4) 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（平成 25 年 10 月 1 日）を踏まえ、法人住民税及び法人事業税に係る所要の措置を講ずることとされました。</p>

	改 正 点
地 方 法 人 課 税	<p>(5) 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を延長することとされました。</p> <p>① 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>② 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>③ 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>④ 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑤ 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑥ 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑦ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑧ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑨ 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑩ 株式会社地域活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑪ 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>(6) 医療法人等が行う難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく一定の指定特定医療及び児童福祉法の規定に基づく一定の指定小児慢性特定疾病医療支援について、所得割の課税標準の算定上、社会保険診療として扱う特例措置を講ずることとされました。</p>

	改正点
自動車取得税	<p>(1) 自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を100分の3とし、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を100分の2とすることとされました。</p> <p>(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を100分の20とすることとされました。</p> <p>(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に2分の1を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を100分の40とすることとされました。</p> <p>(4) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のパスに係る非課税措置について、その適用期限を平成28年3月31日まで延長することとされました。</p> <p>(5) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置について、その適用期限を平成28年3月31日まで延長することとされました。</p>
自動車税	<p>(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととされました。</p> <p>① 環境負荷の小さい自動車</p> <p>平成26年度及び平成27年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとされました。</p> <p>ア 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、平成21年排出ガス保安基準に適合する軽油自動車（乗用車に限ります。）及びエネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率の概ね100分の75を軽減することとされました。</p> <p>イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（アの適用を受ける自動車を除きます。）について、税率の概ね100分の50を軽減することとされました。</p> <p>② 環境負荷の大きい自動車</p>

	改正点
自動車税	<p>次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除きます。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成 27 年度以後に限ります。）に税率の概ね 100 分の 15（バス（一般乗合用のものを除きます。）及びトラックについては概ね 100 分の 10）を重課する特例措置を講ずることとされました。</p> <p>ア ガソリン自動車又は LPG 自動車で平成 15 年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けたもの新車新規登録を受けた日から起算して 14 年を経過した日の属する年度</p> <p>イ 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成 17 年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して 12 年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の自動車税を非課税とする特例措置を講ずることとされました。</p> <p>① 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間 平成 26 年度分</p> <p>② 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間 平成 26 年度分及び平成 27 年度分</p> <p>③ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間 平成 27 年度分及び平成 28 年度分</p>
不動産取得税	<p>(1) 全国新幹線鉄道整備法に基づき国土交通大臣から指名された中央新幹線の建設主体が同法に規定する整備計画に基づき取得する中央新幹線の事業の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとされました。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う特例措置を講ずることとされました。</p> <p>(3) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後 6 月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとされました。</p> <p>(4) 農地保有合理化法人等が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象から農地保有合理化法人が取得する土地を除き、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理機構が取得する土地を追加することとされました。</p> <p>(5) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得した要除却認定マンション及びその敷地について、当該取得が平成 28 年 3 月 31 日までに行われたときに限り非課税とする特例措置を講ずることとされました。</p>

	改正点
不動産取得税	<p>(6) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとされました。</p> <p>① 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとされました。</p> <p>② 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとされました。</p> <p>③ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとされました。</p> <p>④ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとされました。</p> <p>⑤ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとされました。</p> <p>(7) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとされました。</p> <p>① 独立行政法人日本万国博覧会記念機構が取得するその業務の用に供する不動産に係る非課税措置</p> <p>② 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法において準用する土地区画整理法による清算金等により取得する代替不動産に係る課税標準の特例措置</p> <p>③ 日本環境安全事業株式会社が取得するPCB廃棄物処理事業の用に供する不動産に係る非課税措置</p> <p>④ 特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が、当該特例民法法人から取得する残余財産に係る非課税措置</p>
鉱区税	<p>鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することとされたができる者を、鉱区税の納税義務者である鉱業権者の範囲に含めることとされました。</p>
その他	<p>(1) 行政不服審査制度の抜本的な見直しにあわせて、地方税不服申立制度についても見直すこととされました。</p> <p>(2) 税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税義務者等の同意がある一定の場合に該当するときは、当該納税義務者等への通知は、当該税務代理人に対してすれば足りることとされました。</p> <p>(3) 地方独立行政法人を非課税とする措置を講ずることとされました。</p>

2 平成26年度の県税の概要

税目	納税義務者	課税標準額等	税率	納期	
個人の県民税	均等割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………1,500円 うち、水と緑の森づくり税分 500円	給与所得者(特別徴収)は毎月(給与から差し引かれる)65才以上の年金受給者(特別徴収)平成21年10月から年金引き落とし 10月・12月・2月 その他の人(普通徴収)は6月・8月・10月・1月(市町村民税と同時に納める)
	所得割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者		4%	
法人の県民税	均等割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
	水と緑の森づくり税	資本金等の額が50億円を超える法人	年額……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円		
法人税割	県内に事務所・事業所を有する法人(H26年10月1日以後開始する事業年度に対する税率は変更)	法人税額(国税)	5.8% (資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は5.0%)		
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日(毎月)	
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	5%	翌月の10日(毎月)	
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	5%	翌年の1月10日	
個人の事業税	次の事業を行っている個人 第1種事業(物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など) 第2種事業(畜産業・水産業など) 第3種事業(医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など)	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% (ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%)	第1期 8月31日 第2期 11月30日 (ただし、税額10,000円以下の場合には第1期に全額納付)	
※1法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人(H26年10月1日以後開始する事業年度に対する税率は変更)	電力会社・ガス会社・生命保険会社・損害保険会社は収入金額	0.7%	法人の県民税と同じ	
		外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	(所得割) 400万円以下の額 … 1.5% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 2.2% 800万円を超える額… 2.9% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 2.9% (付加価値割) 0.48% (資本割) 0.2%		
		普通法人は所得金額	400万円以下の額 … 2.7% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 4.0% 800万円を超える額… 5.3% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 5.3%		
		特別法人は所得金額	400万円以下の額 …… 2.7% 400万円を超える額… 3.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 3.6%		

税 目	納 税 義 務 者		課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額（国税）	63分の17	国の消費税と同じ
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者			
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者		不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は4%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等		売渡本数	1,000本につき 860円 (旧3級品は1,000本につき411円)	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者		ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～800円	翌月の15日 (毎月)
※2自動車税	自動車の所有者	乗用車	営業用 自家用	7,500円～40,700円 29,500円～111,000円	5月31日
		貨客乗用車	営業用 自家用	10,200円～21,300円 13,200円～28,500円	
		バス	営業用 一般乗合用 その他	12,000円～29,000円 26,500円～64,000円 33,000円～83,000円	
			自家用		
		トラック	営業用 積載量8トン以下	6,500円～29,500円	
積載量8トンを超えるもの	8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算				
トラック	自家用 積載量8トン以下	8,000円～40,500円			
	積載量8トンを超えるもの	8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算			
鉱 区 税	県内に鉱業権をもっている者		鉱区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの		16,500円	狩猟者の登録を受ける日
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		11,000円	
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの		8,200円	
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者		5,500円	
		第二種銃猟免許		5,500円	
※3自動車取得税	自動車の取得者		自動車の価額	自家用自動車 (軽自動車を除く) 3% その他 2%	自動車の登録をするとき
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者		引取数量	1キロリットルにつき 32,100円	翌月の末日 (毎月)
核 燃 料 税	発電用原子炉の設置者		発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	13%	核燃料挿入日から 2月後の月の末日
産 業 廃 棄 物 減 量 税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者		搬入された産業廃棄物の重量	1トン当たり 1,000円	4・7・10・1月 末日

※1 平成20年10月1日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、地方法人特別税（国税）が課されます。

※2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約50%又は約25%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、一部を除き、本来の税額に約10%加算（バス及びトラック等については、約10%加算）

※3 一定の要件を満たす低燃費車・低公害車については、軽減。